

いいたてまでいな風力発電施設に関する協定書

川俣町（以下「甲」という。）、飯舘村（以下「乙」という。）及びいいたてまでいな再エネ発電株式会社（以下「丙」という。）は、丙が設置したいいいたてまでいな風力発電施設（以下「風力発電施設」という。）に関し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、丙による風力発電施設の設置及び稼働、管理により発生する環境への影響を防止するとともに、本協定に定める事項を誠実かつ適正に遵守し、万全な措置を講ずることにより、周辺住民の健康を保護し、安全・安心な生活環境を保全することを目的とする。

2 本協定における「環境への影響」とは、風力発電施設の設置及び稼働、管理に伴って生ずる大気汚染、騒音、低周波音、超低周波音、振動、水質汚染、地形改変、電波障害によって、周辺住民の健康または生活環境に被害が生じることをいう。

3 本協定にいう「生活環境」には、周辺住民の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境を含むものとする。

4 本協定にいう「周辺住民」とは、川俣町飯坂地区に現に居住する住民、または同地区において事業を営む個人または法人とする。

（風力発電施設の概要）

第2条 丙が設置し、稼働、管理する風力発電施設の概要は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 いいたてまでいな風力発電所
- (2) 施設の規模 6.4MW（3.2MW×2基）
- (3) 設置場所 福島県相馬郡飯舘村飯樋字花塚山 1・2

（協定の有効期限）

第3条 本協定は、前条に規定する風力発電施設が存在する限り有効とする。

（事前協議）

第4条 丙は、風力発電施設に関し変更があるときは、事前に甲及び乙に変更の概要を説明するとともに、被害防止対策等について協議するものとする。

（事業者の責務）

第5条 丙は、風力発電施設の設置及び稼働、管理に伴って発生する環境への影響を防止するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、風力発電施設の稼働、管理にあたっては、周辺地域の生活環境を保全し、住民等に不安を与えないよう細心の注意を払わなければならない。

- 3 丙は、甲が行う環境への影響防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(村の基本的責務)

第6条 乙は、風力発電施設の立地村として、丙が前条の責務を履行するよう指導監督する責任を負うものとする。

(指導及び勧告)

- 第7条 甲は、風力発電施設を起因とした環境への影響が発生し、または発生する恐れがあると客観的に認められるときは、その影響を防止するため必要な措置を講ずるよう、乙及び丙に申し入れることができる。
- 2 乙は甲から前項による申し入れを受けた場合、前条の規定に基づき、丙に対して必要な指導を行うものとする。
 - 3 丙は、甲から第1項による申し入れを受けた場合、第5条の規定に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(立入調査等)

- 第8条 丙は、甲または甲の指定する者が環境への影響について、その調査・測定のため、風力発電施設への立入について申し入れたときは、これに同意し、丙立会いのもと調査・測定に協力しなければならない。
- 2 前項の調査・測定の結果、更に必要な事項について、甲から照会があったときは、乙は、自ら調査・測定を行い、速やかに回答するものとし、その費用は丙の負担とする。

(損害賠償)

- 第9条 丙は、風力発電施設が原因で、周辺住民の生活環境に影響が生じたと客観的に認められると甲及び乙が判断した場合、丙は誠意をもって速やかに調査を行い、賠償及びその他適切な措置を講ずるものとし、その調査費用及び甲が当該問題に要した費用は、丙の負担とする。
- 2 丙は、損害賠償を担保するために、準備金を積み立てるものとする。また、準備金積立額を毎年甲及び乙に報告するものとする。

(事業譲渡による措置)

第10条 丙は、風力発電に関する事業を第三者に譲渡する場合、丙は譲受人に対し本協定に定めた事項を継承するものとする。

(事業の中止及び廃止時の措置)

第11条 丙は、風力発電を中止または廃止するときは、事前に甲に報告するものとする。

(疑義の決定)

第 12 条 本協定に関し疑義のあるとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 9 月 23 日

甲 福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
川俣町

川俣町長

佐藤金正



乙 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1
飯舘村

飯舘村長

菅野典雄



丙 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字山田 58 番地
いいたてまでいな再エネ発電株式会社

代表取締役

原 隆之

